別紙108

J60335-2-J7(H14)

家庭用及びこれに類する電気機器の安全
パート２：水電解器の個別要求事項

家庭用及びこれに類する電気機器の安全
パート２：水電解器の個別要求事項

１．適用範囲

パート１のこの項目を、下記と置き換える。

この規格は、家庭用及び類似の目的の定格電圧250Ｖ以下の機器であって、水を電気分解して、アルカリ性水及び酸性水等を生成する機能を有するもの（以下、水電解器という）の安全を取り扱う。

通常家庭での使用を意図しない機器であっても、商店及び他の敷地における素人による使用を意図した機器の様な、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。

この規格では、可能な限り住居の中及び周囲で、すべての人が遭遇する機器に起因する共通的な危険性を取り扱っている。

注 1. この規格は、次のものには適用しない
- 産業用のみを意図した機器
- 腐食性又は爆発性の雰囲気（塵埃、蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所での使用を意図した機器
- 湯沸器(IEC335-2-15)

２．用語の定義

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

2.2.9 置換：

通常動作： 水道直結式の機器は、表示された定格水量の水を吐水させ、その他のものは、容器に定格容量（定格容量の表示がないものにあっては、容器の容量の約80％）の20℃±５℃の水を入れること。

2.101 追加：

貯槽式の機器： 一定時間、貯水している状態（一定時間、一定の水が循環している場合も含む）で、水を電気分解してアルカリ性水及び酸性水等を生成する機器。

水道直結式の機器： 水道等に直結して流水しながら、水を電気分解してアルカリ性水及び酸性水等を生成する機器。

３．一般要求事項

パート１のこの項目を適用する。

４．試験に関する共通条件

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

4.101 追加：

- 機器は、モーター駆動機器として試験される。

4.102 追加：

- 機器に供給する水は、水温：20℃±５℃、電気伝導率200±50μS/cmの水であること。

５．欠如

６．分類

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

6.2　追加：

－　ＩＰＸ１以上でなければならない。

7．表示及び取扱説明

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

7.101　追加：

－　水道直結式の機器は、定格水量を本体もしくは取扱説明書に記載しなければならない。

8．充電部への可触に対する保護

パート１のこの項目を適用する。

9．モーター駆動機器の始動

パート１のこの項目は、適用しない。

10．入力及び電流

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

10.1　追加：

－　貯槽式の機器は、定格電圧を連続して15分間加えたときに測定する。

10.2　追加：

－　貯槽式の機器は、定格電圧を連続して15分間加えたときに測定する。

11．温度上昇

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

11.7　置換：

機器はを下記のように運転する。

－　タイムスイッチを有する機器は、セットできる最大の時間に等しい時間運転する。

－　タイムスイッチを有しない機器は、１時間運転する。

注 －タイムスイッチには、マイコンを使用した電子タイマーを含める。

12．欠如

13．運転時の漏洩電流及び耐電性

パート１のこの項目を適用する。

14．欠如

15．耐湿性

パート１のこの項目を適用する。

16．漏洩電流及び耐電性

パート１のこの項目を適用する。

17．変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護

パート１のこの項目を適用する。

18. 耐久性

パート１のこの項目は、適用しない。

19. 異常運転

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

19.11.2 追加：

ｇ）電極部の短絡

20. 安定性及び機械的危険

パート１のこの項目を適用する。

21. 機械的強度

パート１のこの項目を適用する。

22. 構造

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

22.33 追加：

絶縁変圧器又は保護インピーダンスにより電極部（水に触れる充電部）が電源電圧から分離されている場合は、パート１の本項の代わりに以下を適用する。

－ クラス０機器の場合、絶縁変圧器は16.3の強化絶縁の耐電圧試験に耐えること。その他の機器の場合、絶縁変圧器は二重絶縁又は強化絶縁構造であること。

－ 保護インピーダンスを使用している機器は、8.1.4及び22.42に適合すること。

－ 通常の使用状態において、水の出口から10mm離れたところに金属箔を置き、その金属箔と電源との各極との間の漏洩電流を13.2の条件で測定したとき、漏洩電流の値が0.25mAを超えないこと。

注 － クラス０機器の絶縁変圧器の１次－２次間を抵抗及びキャパシタ等の部品で接続する場合、これらの部品を保護インピーダンスと見なす。

23. 内部配線

パート１のこの項目を適用する。

24. 部品

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

24.101 安全目的のインターロックスイッチは、全極を遮断できること。

25. 電源接続及び外部可撓コード

パート１のこの項目を適用する。

26. 外部電線用端子

パート１のこの項目を適用する。

27. アース接続

パート１のこの項目を適用する。

28. ねじ及び接続

パート１のこの項目を適用する。

29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離

パート１のこの項目を適用する。

30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

30.1　追加：

電極の保持部には、その保持部が軟化する事により、感電の危険が生じる恐れのある場合に限り、本項を適用する。

注 －　感電の危険とは、例えば、電極が可触金属部に触れてその時の漏洩電流が13.2の値を超える場合をいう。

31. 耐腐食性

パート１のこの項目を適用する。

32. エックス線放射、毒性その他これに類する危険性

パート１のこの項目を適用する。

附属書

パート１の附属書を適用する。